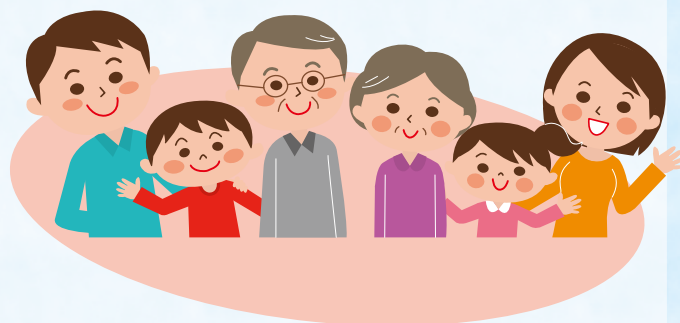


被保険者の皆さまへ

被扶養者資格の再確認に ご協力ください

健保組合では、健康保険法などにに基づき、
被扶養者の資格を満たしていることを
確認するための調査を毎年実施しています。
健保組合の財政適正化のため、
ご理解とご協力をお願いいたします。



どうして被扶養者資格を確認する必要があるの？



健保組合では、保険料負担のない被扶養者の方にも
被保険者と同様に保険給付を行っています。

就職や収入超過などで資格を失った家族が被扶養者
として認定され続けると、**不必要な保険給付の増加**や
高齢者医療制度の負担増により、**皆さまに負担してい**
ただく保険料率の引上げにつながる恐れがあります。

こんな場合は扶養からはずれます

次のような場合は条件を満たさなくなるため、扶養からはずれることになります。

- 就職したとき
- パート収入や年金収入が増えたとき
年間収入が130万円(ひと月あたり108,334円)以
上、60歳以上または障がい者は180万円(ひと月あ
たり150,000円)以上見込まれるとき。
- 離婚したとき
- 結婚して配偶者の扶養に入ったとき
- 同居が条件の扶養していた人と別居になったとき
- 扶養している人へ仕送りをやめたときや、仕送り
額が少なくなったとき
- 雇用保険から失業給付を受けるとき
- 75歳になったとき(後期高齢者医療制度に加入)



加入資格喪失後は**保険証を使用しないでください**

加入資格を失った後は、健保組合の被保険者証を使用しないでください。
被扶養者の資格を失った人が当健保組合の保険証を使って診察を受けた場合は、
かかった医療費(窓口で本人が支払った額以外)を返納していただきます。